

第150号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立湖陵病院の項を次のように改める。

島根県立こころの 医療センター	出雲市	精神科、神経内科、心療 内科	精神病床 242
--------------------	-----	-------------------	----------

附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。